



Title	性・平等・憲法学・司法審査
Author(s)	君塚, 正臣
Citation	大阪大学, 1996, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/40127">https://hdl.handle.net/11094/40127</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed</a> 大阪大学の博士論文について

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【 1 】				
氏名	君塙正臣	きみ づか まさ おみ		
博士の専攻分野の名称	博士(法学)	博士(法 学)		
学位記番号	第12736号	第 1 2 7 3 6 号		
学位授与年月日	平成8年11月29日	平成8年11月29日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科 公法学専攻	学位規則第4条第1項該当 法学研究科 公法学専攻		
学位論文名	性・平等・憲法学・司法審査	性・平等・憲法学・司法審査		
論文審査委員	(主査) 教授 松井 茂記 (副査) 教授 中山 獢 助教授 村上 武則	(主査) 教授 松井 茂記 (副査) 教授 中山 獢 助教授 村上 武則		

### 論文内容の要旨

本論文は、日本国憲法の解釈として性差別事例における審査基準の解明を試み、適用結果を示したものである。審査基準は、アメリカ合衆国最高裁判所の判例を中心に形成されてきたものであるが、そこでは性差別の審査基準は当初、緩やかな合理性の基準が用いられていた。しかし、米連邦高裁は1971年から手段審査を実質化するようになり、1976年判決以来、目的審査もその厳格度を上げ、いわゆる中間審査基準を性差別事例に用いるようになった。しかし、ではなぜ性差別事例には中間審査なのかという根拠は、この判決においても、そしてその後の判決においても示されることはなかった。また、アメリカの多くの学説も検討したが、学説は合理性の基準を妥当とする説と厳格審査説に分れ、中間審査を積極的に擁護する説はなく、やはりこの基準の説得力を確かにするものはないように思われた。

そこで日本では、米連邦最高裁の結論を鵜呑みにするのではなく、日本国憲法の解釈としてその根拠を究明してその結論を提示すべきであろう。アメリカとは異なり「性別」の差別が憲法文言で禁止されていること、生まれによる差別は憲法の個人尊重主義と鋭く対立するものであること、差別の歴史も長く、その是正も民主的立法でなし得てこなかったことなどを考慮すれば、日本国憲法の解釈としては性差別の審査基準は厳格審査であろう。また、中間審査は一般的に問題を孕んだ基準であるので、これを用いるべきでないという結論は確認できよう。

具体的な事例に以上の結論を当てはめると、民法の再婚禁止期間や国公立の女子大学などは違憲となろう。また関連して、いわゆる女帝を禁止している皇室典範の合憲性も検討した。加えて、性差別事例に厳格審査を適用した根拠は、他にも妥当する筈である。そのことを検証すべく、同じ生まれの差別である非嫡出子差別についてそれを検討し、その殆どが違憲ではないかという指摘を行ない、上記結論を補強した。

以上

## 論文審査の結果の要旨

君塚正臣氏から提出された論文「性・平等・憲法学・司法審査」は、日本国憲法14条のもとで性別に基づく異なった取扱いがどこまで許されるのか、性差別の合憲性について論じたものである。君塚氏は、この問題を、性差別の合憲性を審査する裁判所が、その合憲性を判断するためにいかなる基準を用いるべきかという視点から、考察を進めている。そして、その検討ための参考素材として合衆国最高裁判所の判例をとりあげ、アメリカの判例理論とそれに対する学説の議論を仔細に検討している。その上でこの論文は、日本国憲法のもとでは、裁判所は性差別に対して厳格な審査を行うべきだと結論し、その結論を具体的な性差別の問題に適用している。合衆国憲法の判例理論・学説との比較検討、日本国憲法14条の成立過程の歴史的検討なども踏まえた大変意欲的な研究であり、日本の判例及び学説も仔細に検討し、個々の具体的な事例への適用も十分熟慮されている。この論文は、君塚氏が独立した研究者として憲法学に寄与することのできる能力を有していることを十分示しており、博士号の授与に値すると判断した。